

「週休2日モデル工事」の実施要領の改正について ～ お知らせ ～

令和3年4月
山口県

「週休2日モデル工事」の取組状況を踏まえ、実施要領を改正しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 適用基準日

令和3年5月6日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2 対象工事【「1ヶ月以上」から「1週間以上」へ拡大】

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。

3 「週休2日」の定義【「現場閉所が行われた状態」から「現場閉所等を行ったと認められる状態」へ変更】

対象期間において、4週8休以上の「現場閉所」または「技術者及び技能労働者が休日の確保」を行ったと認められる状態をいう。

4 発注方式【「交替制モデル」の追加】

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定型」と、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望型」とする。

現場閉所が馴染まない工事は、従事者が交替しながら休日確保に取り組む「交替制モデル」とする。

5 実施方法【「施工条件の確認協議(打合せ)」を行う旨を追加】

- (1)現場説明書に「週休2日モデル工事(発注者指定型)」「週休2日モデル工事(受注者希望型)」「週休2日交替制モデル工事(受注者希望型)」のいずれかの対象工事であることを明記して発注する。
- (2)「発注者指定型」の場合、受発注者は、契約後、発注者が作成した工事工程表(参考)を基に施工条件の確認協議(打合せ)を行い、工事工程のクリティカルパス等を共有する。
- (3)「受注者希望型」の場合、受注者は、契約後速やかに、施工条件の確認協議(打合せ)を行い、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。「週休2日」の実施を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに週休2日の実施に必要な工期について発注者に協議し、発注者は工期延伸が必要と認められる場合に契約変更を行う。

6 確認方法

現場閉所や休日確保の状況が判る実施工程表や出面表等により確認する。

7 補正方法等【「発注者指定型」については当初から週休2日達成を前提とした経費補正へと変更】

- (1)受注者希望型においては、精算時に、「4週6休以上」の達成が確認できた場合は、経費の補正を行う。発注者指定型においては、「4週8休以上」の達成を前提とした経費補正を行い発注する。
- (2)現場閉所等の状況に応じ、工事成績評定の「工程管理A」と「工事管理B」において評価する。
なお、「受注者希望型」「交替制モデル」については、週休2日未達成であっても、減点は行わない。

※ 上記以外については、別添の『「週休2日モデル工事」の実施要領』による。詳細については、山口県技術管理課ウェブサイト(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/>)参照(営繕系工事については、別に定める「山口県営繕系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領」によるものとする 山口県建築指導課(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18800/index/>))